



大学における安全衛生管理

●
大畠幸一郎 Koichiro OSHIMA

京都大学 副学長・環境安全保健機構長



平成16年に国立大学が法人化され、教職員の安全と健康、職場環境に関する所轄官庁が人事院から厚生労働省に移り、人事院規則に代わって労働安全衛生法が適用されることになった。両者の間には、人事院規則に罰則規定がないのに対し、労働安全衛生法には罰則規定があるという大きな違いがある。さらに労働安全衛生法体系には労働安全衛生施行令や労働安全衛生規則のほか有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など多数の化学物質の有害業務に係る法令が含まれており、これらの法令を守ることが要求されることとなった。もちろん、公立、私立の大学にも同様に労働安全衛生法は適用される。そしてこれらの法令の「職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成する」という目的を考えれば、大学においては教職員だけでなく構成員の大部分を占める学生をも対象とするのは当然のことである。

元来、労働安全衛生法は工場における定型作業を念頭に置いて策定されており、大学のような非定型な作業が中心の職場にはなじまない。そのため各大学の安全衛生担当者は現場の「なぜこのような法令を守らねばならないのか。守っていれば研究が進まない」といった反発に大変苦勞されたと思う。その一方で幸いなことに法の圧力によって、法人化から10年経った現在では、多くの大学でほぼ1人の学生にそれぞれ1台の局所排気装置（ドラフト）が配置されているという状態になった。化学の研究室の実験環境は大きく改善された。安全の面で30年以上遅れていた欧米の実験室に追いついた今、学生諸君にお願いしたいのはせつかくのドラフトを適切に使用してほしいということである。ドラフトに頭を突っ込んで実験したり、ドラフトの前にはいないのに窓を全開にして運転している姿がよく見られる。先生方には学生諸君にドラフトの使用方法についてしっかりと指導をしていただくようお願いしたい。

なお、安全の基本は整理整頓であり、学生諸君はこれを常に心掛けてほしい。さらに先生方には学生の安全と健康に常日頃から心を配っていただきたい。筆者が環境安全保健機構長を長年務めさせていただいているのは前途ある学生諸君が化学実験中に事故に遭ったり、化学薬品で健康を害するようなことをなくしたいという思いからである。

最後に電気料金について一言。昨今電気料金の高騰が大学の運営を圧迫してきている。工学系の土木、機械、電気、化学という4つの分野の研究室のうち最も電気使用量の多いのは化学分野の研究室である。その実験の性質上やむを得ないところもあるが、この事実を認識した上で研究に支障の出ない範囲で電気使用量の削減に心掛けていただきたい。

© 2016 The Chemical Society of Japan